

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）の制定について、及び議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の制定について、を一括して提案を説明申し上げます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことにより、「多度津町防災会議条例」及び「多度津町災害対策本部条例」の一部を改正しようとするものでございます。

災害対策基本法では、災害対策の強化を図ることを目的として、平時と災害時における役割を踏まえ、防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化が行われました。

それを受けての改正でございます。

先ず、「議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）の制定について」提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開き下さい。

第1条は、項ずれしたことによる整備で、「第16条第5項」を「第16条第6項」に改め、第2条は、本文中の「の各号」を削り、第2号で「町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、第3号の前に、「第3号 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を加え、第3号を第4号に改め、「前各号」とあるのを「前3号」と改め、第3条第5項では、本文中の「の各号」を削り、4ページをお開き下さい。

第7号の次に、第8号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」及び第9号「町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者」を追加し、第7項で、第5項第7号の次に「及び第8号」を加えるものでございます。

1ページをお開き下さい。

なお、附則といたしまして、施行期日として「この条例は、公布の日から施行す

る。」。

経過措置として、「この条例による改正後の多度津町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。」とするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第6号の提案説明といたします。

続きまして、「議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の制定について」提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開き下さい。

第1条中、「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改め、多度津町災害対策本部の次に、「(以下「災害対策本部」という。)」を加えるものでございます。

1ページにお開き下さい。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第6号及び議案第7号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。